

## 主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に入社し、トレーラーの運転手として鋼材等の運搬業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、荷物の積み込みのため訪れた得意先であるC会社D工場の駐車場でトレーラーを移動中に突然意識を失い、医療機関に救急搬送されたが、同日死亡した。E警察署警察医作成の死体検案書によれば、直接死因は「急性心筋梗塞」、直接死因の原因は「高血圧症、糖尿病」であった。

請求人は、被災者がトレーラーの運転手として長時間労働を行うとともに、得意先とのトラブルの対応など運転以外の業務も行い精神的にも負担があったことにより急性心筋梗塞を発症し死亡したとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 死体検案書によると、被災者の直接死因については「急性心筋梗塞」との記載がみられるが、当審査会は、F医師の意見書を踏まえ、当該疾病は後述の認定基準に掲げられた対象疾病のうち、「心停止（心臓性突然死を含む。）」（以下「本件疾病」という。）に該当すると判断する。請求人らは、同疾病の原因は業務上の理由によるものであると主張しているので、以下において検討する。

(2) ところで、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨は、決定書理由第2の1に記載されたとおりであるので、これを引用する。）を策定しており、当審査会においてもその取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、認定基準に基づいて検討すると、次のとおりである。

ア 被災者が、発症直前から前日までの間において、業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。また、被災者がもっていた高血圧などのリスクファクターが原因となって本件疾病を発症したとする特別な事情も認められない。

イ 本件疾病発症前1週間の短期間において、過重であったか否かについてみると、監督署長は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間の被災者の時間

外労働を37時間50分と認定しているとおりに、当審査会としても、被災者は発症1週間前に少なくとも37時間50分の時間外労働を行ったものと判断する。なお、同期間の審査官の認定は41時間10分である。

ウ 監督署長は、被災者の本件疾病発症前の労働時間の評価として、拘束時間の長い勤務であることは認めつつ、午前0時から業務を開始する日も2日あったものの日常的に午前3時頃からの始業であることから、不規則な勤務には該当しないと判断している。また、他に負荷要因はないとし、さらに、休憩も十分にとれており休日も1日あったことから、総合的に評価して短期間の過重業務は認められないと判断している。審査官は、その決定書の説示において、タコメーターの記録や会社関係者の申述から監督署長の時間外労働時間の事実認定を3時間20分長めに修正しているものの、監督署長と同様の理由により、短期間の過重業務は認められないと判断している。

エ 監督署長、審査官とも拘束時間の長い勤務であることは認めていることから、過重性の評価に当たっては、この間の深夜勤務、不規則勤務や労働密度などを検討することが最も重要である。被災者のこの期間の始業時刻は、午前0時台に始業した日が2日あり、出勤した6日間すべてが労働基準法（昭和22年法律第49号）所定の深夜労働時間帯に当たることが認められる。さらに、被災者の発症前6か月間の勤務状況をみると、始業時刻にかなりバラツキがあり、発症前1週間の短期間においても、規則的に勤務していた状況とは認められないことから、当審査会としては、被災者の深夜業務や不規則な勤務実態は、過重な負荷であったものと判断する。

オ 休憩時間が十分に確保されていたか否かについても、休憩時間において労働からの解放が保障されているかどうかの観点から、以下のとおり検討する。

G及びHは、要旨、被災者はただ一人会社から携帯電話を持たされ、運転業務の他にも社長の代行としての事故対応、ハローワークの募集担当やミーティング資料の作成などの仕事を実施しており、他の一般のドライバーとは比較にならない仕事量であった、と申述していることから、実質的に会社のナンバー2として、少なくとも会社の他のドライバーとは異なる働き方をしていたとみるのが相当である。その上で、会社には内密にということで申述しているIは、要旨、「目的地到着後は、シートをはずし、トラックの点検作業を行うが、少なくともこれらの作業に30分以上かかり、トラックを離

れることはできない。ほとんど休憩は取れていない。1時間も休憩すれば仕事が間に合わなくなる。昼食の弁当は車で食べることが多く、取れなくて持ち帰ることもしばしばあり、被災者も同じ状況であった。」と述べている。

Jは、要旨、「被災者は必ず休憩を記載しているが、実際は休憩が取れていないと思う。早く現地についても荷下ろしの準備が必要である。昼休憩についても、ほとんど取れていないと思う。」と述べている。両名からの実際にはほとんど休憩は取れていない旨の申述を併せ鑑みると、当審査会としては、被災者が休憩時間を十分に確保できていたと評価することはできず、監督署長、審査官の休憩時間の評価をもって、被災者の本件疾病発症前1週間における短期間の業務の過重性を否定することはできないと判断する。

カ また、監督署長、審査官が被災者の当該短期間の業務の過重性を否定している理由として、休日を1日取得していることを挙げているが、労働基準法が定める週の所定労働時間が40時間であるのに対して、被災者は少なくとも監督署長が認定した37時間50分もの深夜業務を含む時間外労働に従事していたのであるから、休日1日の取得をもって、被災者の疲労が十分に回復できたとは考え難く、被災者の発症1週間前の短期間の業務は十分に過重であったと判断する。

なお、休憩時間について、被災者に労働からの解放が保障されていたか否かの観点から見直しを行った場合、被災者の労働時間は監督署長、審査官が認定した時間以上に認められる可能性があることを付言する。

(4) 以上、被災者は、本件疾病発症前の1週間において、特に過重な業務に従事したものと認められることから、長期間の過重業務の評価や請求人らの主張の検討に及ぶまでもなく、本件疾病は短期間の過重業務が相対的に有力な原因となり発症したものであり、したがって、本件疾病による被災者の死亡は業務に起因するものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。